

「青森県道路交通規則の一部改正」について

1.改正に係る規則名

青森県道路交通規則（平成10年9月青森県公安委員会規則第7号。）

2.改正理由

近年の道路交通を巡る情勢の変化に対応するため。

3.改正内容

青森県道路交通規則では、第11条第1号イにおいて自転車の乗車人員について、

二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (イ) 16歳以上の運転者が、幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）1人を幼児用座席に乗車させている場合
- (ロ) 16歳以上の運転者が、4歳未満の者1人をひも等で確実に背負っている場合
- (ハ) 16歳以上の運転者が、幼児2人を幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。以下同じ。）の幼児用座席に乗車させている場合
- (ニ) 16歳以上の運転者が、幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に幼児1人を乗車させ、かつ、4歳未満の者1人をひも等で確実に背負っている場合
- (ホ) 道路法（昭和27年法律第180号）第48条の14第2項に規定する自転車専用道路において、その乗車装置に応じた人員を乗車させている場合
- (ヘ) 他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して旅客を運送する事業の業務に関し、当該業務に従事する者が、1人又は2人の者をその乗車装置に応じて乗車させている場合

として除外規定を定めています。

今回の改正では、上記（ヘ）の次に（ト）として、

タンデム車（複数人の乗用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）のうち、二人乗り用としての構造を有するものに運転者以外の者一人を乗車させている場合

を追加するものです。

4.施行期日

公布日（令和元年11月29日）